

福 議 委 号  
平成 2 6 年 2 月 6 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成26年12月11日福島町議会定例会12月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(12) ふるさと応援基金の活用方法について
調 査 期 間	平成26年1月23日(1日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆 副委員長 花 田 勇 委員 平 沼 昌 平 委員 加 藤 雅 行 委員 藤 山 大 委員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	なし
委員外議員	なし
職務のため出席した議員	議長 溝 部 幸 基
出席説明員	なし
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

## **【委員会意見】**

### **調査事件 1 2 ふるさと応援基金の活用について**

**(平成 26 年 1 月 23 日調査)**

本調査は、ふるさと応援基金の設置経緯及び町の活用方法の考え方と取り組み状況を確認した上で、今後の望ましい活用法等の内容を調査したところであり、討議、意見交換の内容及び結果は次のとおりです。

なお、本調査は総務教育常任委員会（1/24 開催）も同様に調査したことから、両常任委員会で出された意見などを集約し、統一見解として経済福祉常任委員長が整理しています。

### **【調査の論点と意見】**

#### **(1) ふるさと応援基金条例等の整理**

設置当初の財政状況と現在の財政状況は大幅に変化しています。これまでのふるさと応援基金の活用実績並びに検討状況を総合的に判断し、ふるさと応援基金条例と同補助金交付要綱の整理が必要と考えます。整理の視点の1点目は条例においては寄付者や活用する側（町、住民、団体）が分かりやすいように寄付の目的を限定（事業実施）することが明確な活用に結びつくものと考えます。2点目は、要綱においては個人も対象に含めることや補助率引き上げの検討です。また、3点目は、同様な制度として福島町産業活性化サポート事業補助金要綱があるので、財源的な視点においては、要因（寄付金か一般財源か）によって活用する側の事業実施の住み分けができるように並行して両方の内容を整理することです。4点目は、若しくは1つの条例に統合し活用する側（個人、企業、団体、町など）が町内で頑張っている姿を寄付者に見せていく事が、より福島町を応援してもらおう契機に繋がると考えます。

#### **(2) NPOによる町の新しい動き**

多様な人々の参加を進めるための母体となるNPO法人を設立し、ふるさと応援基金を全額運営資金とします。そのNPO法人には個人、団体、町とのコーディネート役や町の新たな活性者として事業（人材育成やふるさと応援に繋がるものを中心に）の企画、実施をしてもらうことが必要と考えます。それが個性あるふるさとづくりを継続して行うための人材育成に繋がると考えます。そのためにも町は、NPO法人の設立準備委員会の立ち上げから全面的な支援体制を整備すべきものと考えます。幸い、平成27年1月には新福島町発足60周年の節目となる記念すべき年を迎えることでもあり、これを契機に新しい施

策に取り組む絶好のチャンスと考えています。

### **【意見交換の結果】**

これまでの貴重な寄付金と今後も継続して善意の寄付を募っていくことを考えて、前述した上記2項目の意見を検討のうえ整理していくことが必要と考えます。福島町を離れた方がふるさと応援基金の寄付がふるさとの活性化に本当に役立っていることをPRできる活用に繋げるための整理に期待します。